

# 脳・心臓疾患検査助成要綱

陸上貨物運送事業労働災害防止協会大分県支部

## (目的)

第1条 業務の加重性が脳・心臓疾患を発症させる場合があり、さらに長時間労働の多い陸上貨物運送業においてそのリスクは高いことが予見されることから、これらが起因する事故の未然防止を図ることを目的とする。

## (助成対象)

第2条 助成の対象は、会員事業者の従業員において、年1回の定期健康診断及び生活習慣病検診(以下「健康診断等」という。)受診時に血圧・脂質・心電図の検査項目に「要再検査」や「要精密検査」の判定が出た者に対して、会員事業者が脳・心臓疾患の検査を受けさせた場合を対象とする。

なお、既に脳・心臓疾患を治療中の者、または健康診断等の上記検査項目に「要治療」の判定が出た者は、対象外とする。

## (助成額)

第3条 脳・心臓疾患検査の助成額は、1名あたり検査費用の2分の1(小数点以下切捨て)とし、1人1回限り、上限5,000円とする。(脳疾患検査及び心臓疾患検査の両方を受診する場合を含む。)

なお、申請時において、過去1年間会費滞納がある場合は助成しない。

## (助成総額)

第4条 脳・心臓疾患検査の助成総額は、当該年度予算の範囲内とする。

## (助成対象人員)

第5条 脳・心臓疾患検査の助成対象人員は、1事業者につき3人を限度とする。

## (申請手続)

第6条 会員事業者は、当該年度4月以降実施したものを、原則月ごとに、その期間中に精算を終了した分を取りまとめて翌月の末日(3月に限り15日)までに、支部の申請様式(様式1号)に以下の書類を添えて支部長宛に申請するものとする。

- (1) 受診医療機関発行の請求書(写) ※検査項目詳細、受診人数記載のもの
- (2) 脳・心臓疾患検査受診日から過去6ヶ月以内の健康診断等の結果(写)
- (3) 受診医療機関発行の領収証(写) または振込通知書等(写)

ただし3月に限り、申請期日までに上記(2)の証明書類を添付できない場合は、「添付書類のお断り」書類を申請書類に添えること。

申請は、受付期間中においても当年度の予算に達した場合、申請受付を終了することがある。

なお、上記月ごとの締切日以降の申請については、原則受け付けないものとする。

※個人情報の観点から、本申請についての添付書類については、必ず本人からの同意を得るものとする。

(助成額の決定と支払)

第7条 支部長は、前条に不備がなく助成すべきものと認めた場合は、速やかに額を確定し、四半期ごとの末日までに支払うものとする。

(返還)

第8条 申請事項の記述内容に誤りが認められる場合は、その事実関係を確認した上で、受領した助成金の全額又は一部を支部長宛に返還しなければならないものとする。

なお、返還の期限は支部長が定める。

(実施期間)

第9条 当該年度4月1日から翌年2月末日までの受診分とする。

(その他)

第10条 本要綱に定めのないもので疑義が生じた場合は、支部理事会において協議のうえ処置することとする。

(付則) 本要綱は、平成29年4月1日より適用する。

平成31年4月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正